

調達仕様書

1. 概要

(ア) 件名

ガバメントクラウド接続回線の提供業務

(イ) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

ただし、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合には、紀北町(以下、「発注者」という)は本仕様書に基づき委託契約を締結するもの(以下、「受注者」という)と協議の上で契約を変更し、又は解除することができる。

(ウ) 履行期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(エ) 調達の背景

令和 3 年 5 月 12 日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体の基幹系業務システムについては原則全ての地方公共団体が目標時期である令和 7 年度までに、ガバメントクラウド等に構築された標準仕様に適合した基幹系業務システム(標準準拠システム)へ移行することとなった。

標準準拠システムはマイナンバーを取り扱う基幹系業務システムであるため、特定個人情報保護措置として閉域網で構築し利用する必要がある。紀北町役場本庁舎からガバメントクラウドに構築する個別領域までの接続回線を確保する。

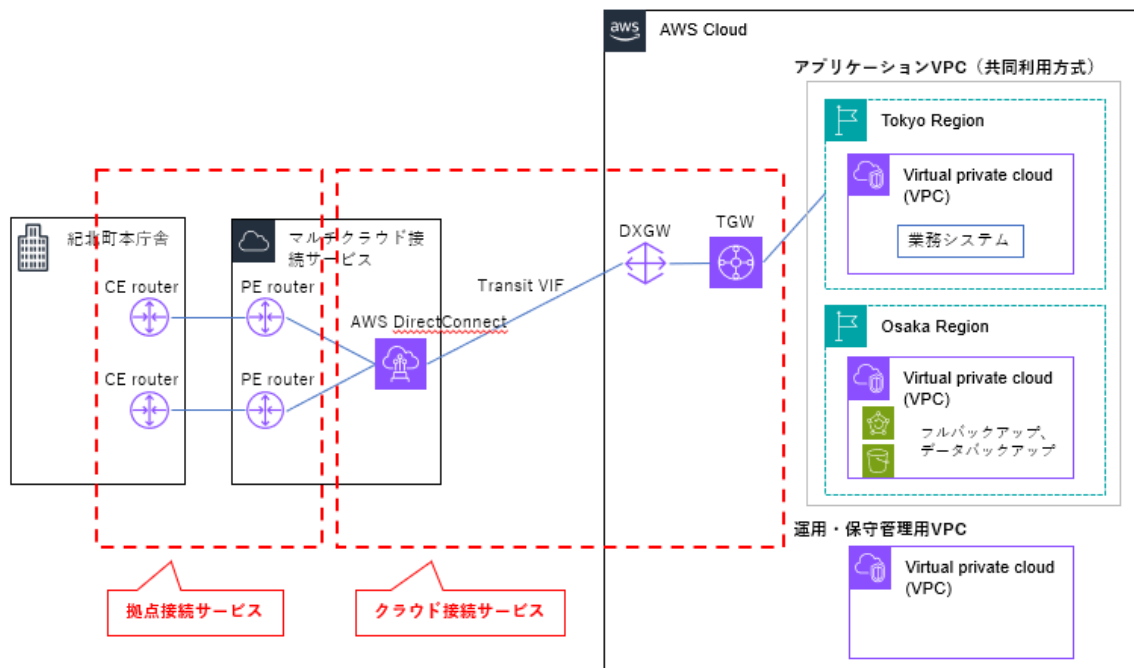
発注者は令和 6 年 11 月からガバメントクラウドを利用する予定であるので、令和 6 年 10 月 31 日までにガバメントクラウド接続回線を確保する。

(オ) 目的

発注者の環境とガバメントクラウド環境とを接続するために必要となる機器及び回線サービス等の提供業務を調達し、発注者が閉域網経由でガバメントクラウドを利用できるようにする。

2. 調達範囲

本調達においては、ガバメントクラウド内の紀北町個別領域と発注者が保有する基幹系業務システムとを接続する回線等について対象とする。



3. 調達で求める要件

(ア) 概要

- ガバメントクラウドの利用にあたって必要となる、庁内ネットワーク環境とクラウドサービスとを閉域網で接続するクラウド接続サービスとして「ガバメントクラウド接続サービス」を調達する。当該サービスは、発注者と接続する「拠点接続サービス」とクラウドサービスとを接続する「クラウド接続サービス」で構成される。
- アクセス回線の引き込み先は、紀北町役場本庁舎4階サーバ室内とする。詳細な場所は発注者と協議の上で決定すること。

(イ) ガバメントクラウド接続回線に求める要件

① サービス全般

1. 発注者とガバメントクラウドを接続するネットワークとする。
2. 全国規模でサービス提供が可能なサービスであること。
3. 当該サービスは庁内ネットワークと接続する拠点接続サービス(アクセス回線サービス)とクラウドサービスと接続するクラウド接続サービスで構成されるものであること。
4. 通信経路は海外を経由せずに日本国内に閉じたネットワークサービスであること。また、例えば、東日本接続回線で関西を経由する等、通常時において冗長な経路をしないこと。
5. 回線はインターネット回線を経由しない閉域ネットワークサービスとすること。ガ

バメントクラウド接続サービスの提供区間において契約帯域と冗長構成を確保するサービス構成で提供すること。

② 接続拠点サービス

1. 主系回線は専用線又は広域イーサネット回線であること。
2. 主系回線は帯域確保型の回線であること。
3. 主系回線の通信帯域は 50Mbps を用意すること。なお、拠点接続サービスにて 100Mbps を上限として帯域を選択可能であること。
4. 従系回線は最大 100Mbps のベストエフォート回線を用意すること。
5. 接続回線は2回線での冗長構成を可能なものとする。
6. 主系と従系の冗長構成は Active/Standby 構成であること。
7. 主系と従系の回線は異なる通信会社であることが望ましいが必須とはしない。
8. 庁内ネットワークに設置する CE ルータは、VRRP に対応した製品を回路毎に設置すること。また、受注者は、ネットワーク構成に関する詳細について、基幹系業務システムベンダーと庁内ネットワーク管理事業者と協議の上で決定し、CE ルータに対し必要な設定を行うこと。
9. 契約期間中は、本業務で敷設する通信回線もしくは発注者の既設設備を用いて CE ルータを稼働監視し、故障時には速やかに対応を実施すること。
10. CE ルータの保守条件は 24 時間 365 日オンサイト保守とすること。
11. 利用するクラウドサービス毎に本庁舎から対象サービスまで閉域網接続を引かずとも、1回の工事のみで複数のクラウドサービスに対して専用線を利用したアクセスが行えること。
12. 回線終端装置のインターフェースは、100BASE-T または 1000BASE-T にて提供すること。
13. ルーティングプロトコルは BGP もしくは Static が利用可能であること。
14. サービスインターフェースとして、ブラウザから利用できる日本語のポータルから以下の操作を可能とすること。
 - アクセス回線の帯域変更申込み
 - 回線利用状況の確認・アクセス回線状況の診断
 - 情報参照
15. 障害等緊急的な受付は 24 時間 365 日対応可能であること。
16. 一般的な問い合わせ窓口については電話による問い合わせ窓口が用意されていること。
17. 停止を伴うメンテナンス時は事前にメール等で連絡すること。
18. 主系回線においては SLA として以下を定めていること。また、SLA を満たさない場合の補償の定義がされていること。
 - ネットワーク稼働率:料金月単位のネットワーク稼働率が 99.99%以上
 - ネットワーク遅延:料金月単位の平均遅延時間が基準値 50m 秒以内

19. 回線終端装置については、本庁舎内に設置すること。
 20. 回線終端装置から庁内ネットワークに接続するための通信機器との接続は、既存ネットワーク管理事業者が行う。回線終端装置の設置、ケーブルの配線・接続については、発注者及び庁内ネットワーク管理事業者等と事前に協議を行った上で実施すること。当該事業者への作業依頼等に要する経費は全て受注者の負担とする。
- ③ クラウド接続サービス
1. ガバメントクラウドの Amazon Web Service(以下、「AWS」という)に接続可能であること。本調達では AWS への接続のみを求めるが、将来的に GCP や OCI 等、その他のクラウドサービスにも同環境を利用して接続できること。
 2. 通信帯域は 50Mbps 以上とする。それ以上についても選択可能であること。
 3. AWS の接続は東京・大阪のいずれかのリージョンを選択できること。また、今後の拡張性も踏まえ、両リージョンからの接続も可能となるメニューを提供可能であること。
 4. AWS との接続は「Direct Connect」の「AWS Transit VIF 接続」のインターフェースと行うこと。
 5. 今後の拡張性としてクラウド接続サービスからは、各社のクラウドサービスだけではなく、インターネット接続(インターネットゲートウェイサービス(メールゲートウェイ、Web ゲートウェイ等)含む)、リモートアクセスサービス(インターネット VPN、閉域 SIM 等)との接続、DC ラック(全国網)との構内線接続等の拡張性も有していること。
 6. 設定により接続クラウド間のルーティングが可能なこと。
 7. ポータルは認証機能を有し、操作ユーザーと操作履歴を記録できること。
 8. 提供サービスの帯域(トラフィック)状態を可視化できること。
 9. 定期メンテナンスは特定の時間か指定された時間にのみ行うこと。
 10. 障害等緊急的な受付は 24 時間 365 日対応可能であること。
 11. 一般的な問い合わせ窓口については電話による問い合わせ窓口が用意されていること。
 12. サービス導入時にはクラウド接続サービス提供事業者に所属するエンジニアがサービス導入にあたっての支援を行うこと。

4. 作業の実施内容

(ア) 作業の内容

受注者は、発注者及び庁内ネットワーク管理事業者と協働して作業を実施すること。

(イ) 作業内容の詳細

- ① 接続拠点サービス敷設のための事前調査及び設置場所の確認と確保の支援(設置場所に必要となる情報の提供等)
- ② 接続構成のために必要な打ち合わせ
- ③ 敷設作業の作業・疎通確認
- ④ 発注者担当者による立会いとアクセステストの実施支援

5. 機器の搬入及び撤去

(ア) 搬入及び撤去

機器の設置場所への搬入、履行満了後の設置場所からの機器回収及び撤去に要する費用は、受注者の負担とする。

(イ) 提供期日

令和6年10月31日

(ウ) 搬入日程の調整

円滑に機器の設置を実施するため、本契約締結後、発注者と搬入日程の調整を行い、承認を得ること。

(エ) その他

機器の梱包材等、発注者が不要と判断する添付品等、不要となったものについては受注者において引き取ること。

6. 接続回線の提供

受注者は第1項(ウ)の履行期間開始日までに接続回線を使用できる状態に調整の上、発注者に引き渡さなければならない。当該作業に当たっては、発注者の指示に従い、使用目的に合致した形で正常に動作するまで実施すること。

7. 搬入機器の提供期日及び履行開始日の調整

第1項(エ)に記載のとおり、発注者は令和6年11月からガバメントクラウドを利用する予定である。受注後に第5項(イ)に記載した期日までに回線の提供が間に合わないことが判明した場合は、その事実が判明した時点で速やかに発注者と受注者と基幹系業務システムベンダーと間で開通時期について協議を行い、発注者と基幹系業務システムベンダーの同意を得ること。また、可能な限り早期の回線開通に努めること。

8. その他

- (ア) 契約締結後に接続回線サービスの仕様等を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、変更できるものとする。
- (イ) 受注者は発注者からの不明点や疑問点の相談に対して適切な支援を行うこと。これらの支援に関する費用は全て受注者の負担とする。
- (ウ) その他、仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して別に定める。